

報告第 27 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和 6 年 6 月 7 日
- 2 損害賠償額 18,216 円
- 3 相手方 市内在住者
- 4 事故の概要 令和 6 年 5 月 1 日午前 9 時 32 分頃、市内飯泉 20 番 2 付近の国道 255 号上り車線において、高齢介護課会計年度任用職員が運転する公用車が左折しようとしたところ、車両左側を通過しようとした相手方車両と接触し、ミラー等を破損させた。